

「大阪市総合教育センター研究紀要」投稿規定

- (1) 大阪市総合教育センター職員および本市の教育行政に関わる者、大阪市立小・中・義務教育学校全教職員は、研究紀要を投稿することができる。
- (2) 研究紀要の内容は、大阪市教育振興基本計画に掲げる最重要目標の達成に資するものであり、調査やデータ等を基にした実践的・実証的な研究(定量的、定性的のいずれも可)とする。
- (3) 投稿される研究紀要は著作権等を侵害しないものに限る。捏造・改ざん・剽窃・盗用はしてはならない。学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所・教育センター研究紀要等において、あるいは単行本として既発表の論文、およびこれらに投稿中の論文を本紀要に投稿することはできない。
- (4) 研究紀要を投稿する者は、指定された期日までに、執筆要項の諸規定にそって作成した原稿をプリントアウトしたもの1部、そのデータファイルおよび宣誓書を、大阪市総合教育センターに提出しなければならない。
- (5) 共著者がいる場合は、著者全員が投稿原稿を読み、投稿に同意していること。
- (6) 研究紀要の掲載可否は、シンクタンク統括室会議による査読を経て、決定される。
- (7) 研究紀要は、大阪市総合教育センターのホームページおよび大阪市総合教育センター情報ギャラリーで公開される。
- (8) 研究紀要の著作権は、大阪市総合教育センターに帰属する。ただし、投稿者は研究紀要の内容を無償で利用できるものとする。
- (9) 研究紀要掲載後、著作権の侵害、捏造・改ざん・剽窃・盗用・二重投稿等の不正が判明した場合、掲載の取り消し等の措置をとることがある。

附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

宣誓書

私は、ここに、「大阪市総合教育センター研究紀要」投稿規定および執筆要項に則り、研究紀要を作成し、投稿することを固く誓います。

令和 年 月 日

(名 前)